

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室内  
有明海・八代海総合調査評価委員会事務局御中

氏名 吉野隆二郎

職業 弁護士

住所 \* \* \* \* \*

\* \* \* \* \* FAX \* \* \* \* \*

(なお、共同意見者の氏名等を末尾に記載しています。)

## 「有明海・八代海総合調査評価委員会中間とりまとめ」に対する意見

### 1 有明海・八代海総合調査評価委員会の位置づけ

有明海・八代海特別措置法(以下「特措法」という)は、有明海・八代海総合調査評価委員会(以下、「評価委員会」という)の第1回における環境副大臣の発言によれば、平成12年度における有明海のノリ不作と、平成12年夏に発生した大規模な赤潮によって八代海に魚類養殖業が被害を受けたことを受けて、国民の貴重な財産である有明海及び八代海を豊かな海として再生することを目的といたしまして、国会議員の提案によって成立した法律である。

特措法25条によれば評価委員会の任務は、「国及び関係県が第18条第1項の規定により行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海の再生に係る評価を行うこと」(同条第1項)及び「前号に規定する事項に関し、主務大臣等に意見を述べること」(同条第2項)である。

すなわち、国及び関係県が行う総合的な調査の結果について評価をしたうえで、その評価に基づき主務大臣に意見を述べるということが、評価委員会の役割である。この場合、調査の結果に関する評価を行う以上、調査の結果を十分に評価した上で、それらの調査が不十分であれば、どのような調査が必要かについても、当然、意見が言えると言うべきである。

### 2 中間取りまとめの問題点

中間取りまとめの問題点としては、各論点ごとの整理・検討を行っているため、特に有明海における問題点について、総合的にどのような観点でとらえたら

いいのかという視点が十分に検討なされていないことである。

例えば、汚濁負荷の変遷という項目において、汚濁負荷の流入につき、有明海においては減少傾向にある（「中間とりまとめ」p 45，以下，単にp という場合は、「中間とりまとめ」の頁番号のことを示す）と指摘しているにもかかわらず、赤潮の課題として「富栄養化が進んできているのか否か」（p 77）がなぜか論点として挙げられている。汚濁負荷が増加していない以上、近年の赤潮の増加傾向を検討する場合に、わざわざ、海域の富栄養化の論点を検討する必要性はないはずである。

また、ノリ養殖の項目において、有明海でのノリ柵数は、昭和40年代後半にピークがあり、以後減少している（p 109）と指摘しているにもかかわらず、潮流・潮汐の項目において、ノリ養殖施設による潮流流速への影響が検討されている（p 69）。昭和40年代後半以降、ノリ柵数が増加していない以上、近年言われている潮流の変化の原因として、ノリ柵数の影響を検討する必要はないはずである。

さらに、底質環境の項目においては、底質の泥化は以前（熊本沖では20～30年前）から始まっている（p 78）との記載がある一方で、底生生物の項目では、1989年から2000年の間で泥化が進んでいることが指摘されており（p 97）、両者の整合性がとれていない。

### 3 どのような視点に立つべきか

2で述べたような問題点が生じるのは、各論点について、いつの時点の、どのような現象を問題としているのか、はっきりしないために、検討のポイントが絞られていないからである。

1でも述べたように、評価委員会の前提となる特措法は平成12年度のノリの不作を受けて議員立法で成立したものであるのだから、ノリについては平成12年のノリ不作をふまえた論点の整理をしなければ、問題がはっきりしない。

また、ノリ養殖以外の漁業の状況を見ると、タイラギについては、「長崎県では1990年代にピークが見られなくなり、ほとんど漁獲されなくなった。福岡県、佐賀県を中心とした湾奥部では、2000年頃からピークが見られなくなり、ほとんど漁獲されなくなった」（p 120～121）と指摘されているし、魚類については、「特にウシノシタ類、ヒラメ、ニベ・グチ類、カレイ類及びクルマ

エビについては、1990年代後半にそれまでの最低水準を明らかに下回って漁獲量が減少傾向にあると見ることができる」（p125）と指摘されている。

そうすると、1990年代後半以降について、有明海においてどのような変化が生じたのかについて、要因を絞って検討しないと、ポイントがずれてしまうことになりかねないのである。

#### 4 1990年代後半以降の有明海異変の原因とされる事象

「問題点と原因・要因との関連性の可能性（検討中）」（p138）という図によれば、「干拓・埋立て」のうち、主要なものは「諫早湾干拓事業による地形変化」である。これ以外の人為的な要素としては、「河川からの土砂供給の減少」「栄養塩の流入・有機物の流入」「感潮域の縮小」が挙げられる。「河川からの土砂供給の減少」については、中間とりまとめの記載は、時期を意識して検討されていないようであるが、特に取り上げられている「筑後大堰」は昭和60（1985）年から管理が開始されており、1990年代後半の開発ではない。「栄養塩の流入・有機物の流入」は、すでに述べたように、これはむしろ減少傾向（p48）にある。「感潮域の縮小」は、まさに干拓の影響である。

そうすると、「諫早湾干拓事業による地形変化」に重点をおいて検討すべきである。

#### 5 司法判断においても諫早湾干拓事業が最も疑われていること

実際、諫早湾干拓事業と漁業被害との関係については、司法判断でもその関係が疑われている。

例えば、漁業者側の工事差止を認めなかった福岡高裁平成17年5月16日決定において、「諫早干拓工事と有明海の漁場環境の悪化との関連性を否定できないが、その割合・程度という定量的関連性を認めるまでには至らない」と述べ、諫早湾干拓事業と漁業被害との関連性自体は認めている。

また、公害等調整委員会において、漁業者側の請求した諫早湾干拓事業と漁業被害との因果関係の認定を求める原因裁定は棄却されたが、その裁定と同時に出示された委員長談話において、「干拓事業が漁業環境に影響を及ぼした可能性を否定するものではなく、有明海的环境変化の諸要因に関し、専門委員による調査・検討のほか、膨大な事件記録等を精査して、現地観測データ、数値シミュレーション結果その他客観的証拠や科学的知見の掌握に可能な限り努めたが、赤潮発生の一因ともなり得る海域での成層度の強化、赤潮の発生・増殖機構等の重要な論点について、客観的なデー

夕の蓄積や科学的知見の面でなお不十分であって、現時点では、因果関係の有無をいずれとも一般人が疑いを差し挟まない程度の真実性をもっては認定し得ないとの判断にとどまらざるを得なかったのである」と述べており、裁定が棄却されたのは客観的なデータ不足であって、干拓事業が漁業環境に影響を及ぼした可能性までも否定されたわけではない。

## 6 諫早湾干拓事業との関連性を調べるための調査

以上から、1990年代後半の漁業被害と最も関連を疑われている諫早湾干拓事業との関連性を調査しない限り、有明海の再生を展望することはできない。

しかし、公害等調整委員会の委員長談話でも指摘されているように、本件では過去の客観的なデータが不足している以上、諫早湾干拓事業の行われる前に最も近い状態における調査として考えられるのは、農林水産省が設置した有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会が提言した「中・長期開門調査」しかない。

よって、評価委員会としては、これまでの調査不足を指摘したうえで、「中・長期開門調査」を行うべく関係諸機関に意見を述べるべきである。

なお、底質の改善（p 89）で述べられているような「海底攪拌」などの対応は、原因が何であるのかを確定しないで行われている対処療法に過ぎない。

この点につき、第18回の評価委員会において、有明海・八代海関係の4県と西海区水研との会合では以下のような意見が出されているとの報告がなされている。

「各県が特措法に基づき再生事業に取り組む一方で、調査によるデータ収集と原因の探究も行うことは難しいという意見がある一方で、各県は、原因を想定しながら漁業ができるように覆砂などの具体的な対策事業を行っています。原因と対策は密接で不可分、片手間で対策をやっても効果が期待できない。原因をもっと整理して対策と結びつけなければいけないのではないか。

それから、原因は非常に複雑で総合的なものである。これという原因がなかなか出ないということは十分理解できる。だけれども、ここに幾つかの要因は出ていると思われるから、それをもとに再生対策事業を詰めていきたい。

すなわち、いずれの意見も原因と再生策をつなげるという作業について現場は非常に苦労している。対策をやりなさいということで対策をやって、それと原因とがどうつながっていくのか。原因の方を分析しようとして対策の方が先に来たりということで、現場の方は対策と原因との関係で非常に苦労している」。

これはまさに、原因を確定しないで対策を行っていることからの問題点に直面しているという現場の悩みであり、このことから、原因を明らかにしない限り対策が出来ないことは明らかである。

以上

(以下、共同意見者)

氏名 堀 良一

職業 弁護士

住所 \* \* \* \* \*

氏名 中村照美

職業 弁護士

住所 \* \* \* \* \*

氏名 藤井 克己

職業 弁護士

住所 \* \* \* \* \*

氏名 長戸和光

職業 弁護士

住所 \* \* \* \* \*

氏名 高橋謙一

職業 \* \* \* \* \*

氏名 溝口 史子

職業 弁護士

住所 \* \* \* \* \*

氏名 高峰 真

職業 弁護士

住所 \* \* \* \* \*